

# 日本法における不当利得法の 対第三者関係

藤原正則\*

## 【目次】

1. はじめに
2. 立法者と初期の学説
3. 給付利得の事例
  - (1) 金銭騙取の不当利得
  - (2) 転用物訴権
    - (2-1) ここでの実質的な問題
  - (3) その他の給付利得の事例
4. 侵害利得の事例
  - (1) 動産所有権の追及
  - (2) 下請人の注文者に対する侵害利得の請求
  - (3) 他人の債権の無権限者による回収
5. おわりに

---

\* 北海道大学教授。

## 1. はじめに

利得移動に当事者以外の第三者が関与すると、対第三者関係が問題となる。対第三者関係は、全ての不当利得類型で発生する。しかし、その重点は、給付利得と侵害利得である。というのは、求償利得では、債権者・債務者以外に、はじめから弁済者（第三者）が関与するし、費用利得では、対第三者関係を前提とした規程（民189条以下）が存在するからである。

給付利得での対第三者関係の原型は、AからB、BからCと契約関係の連鎖によって利得移動した「給付連鎖」の事例である。この場合に、Bの指示で、利得がAから直接Cに移動するケースもある（「短縮された給付」）。さらに、第三者CがAに直接の請求権を取得し、AからCに財貨移動するケースもある（「三角関係」、例えば、債権譲渡）。侵害利得では、Aの有体物所有権を侵害したBから財貨取得した第三者C、転得者DへのAの財貨追及のあり方が主な問題となる。

不当利得での対第三者関係は、分業化された商品・サービスの給付、特に、現金を介在させない弁済取引の発展とともに、その重要性が増大している。しかし、このような分業取引、つまり、その挫折が不当利得法による補完を必要とする契約の連鎖した取引に関する契約法、物権法の規律の方針が必ずしも明かではないことが、不当利得法の対第三者関係の解決を困難にしている。

以下では、日本法での不当利得法の対第三者関係について判例で問題となった事案類型に即して、問題を概観し整理する。その際に、比較法の視点から、日本法に大きな影響を与え、しかも、日本とは異なった問題解決の「範型（＝問題の提出と解決の視角）」によるドイツ法を参照して、若干のコメントをしたいと考える。

## 2. 立法者と初期の学説

日本の民法の立法者、初期の学説は、不当利得法で対第三者関係に言及してなかった。

というのは、日本の民法では、物権変動の有因原則がとられている。例えば、AがBに不動産を売却し、BがCに転売したが、AB間の売買契約が無効・取消となったとき（「給付連鎖」）、AはCに対して当然に所有物返還請求が可能である。例外は、例えば、虚偽表示の無効の善意の第三者に対する主張を制限する民94条2項、同様に、詐欺取消の効果を制限する民96条3項などであり、対第三者関係は、主に物権法のレベルで問題となる。だから、日本法では、対第三者関係の原型の給付連鎖では、所有物返還請求による第三者追及とその切断が問題解決の範型である。だから、日本の民法典の立法者が、不当利得法で対第三者関係について議論していなかったのは、むしろ当然かも知れない。

## 3. 給付利得の事例

### (1) 金銭騙取の不当利得

その結果、日本法で対第三者関係が初めて本格的に議論されたのは、いわゆる「金銭騙取の不当利得」だった。つまり、通常の動産とは違い、不特定物中の不特定物の金銭では、所有権による追及は当然には考えられないからである。その典型例は、(a) Cに債務のあるBが、Aから金銭を騙取して、騙取金銭でCに弁済する。Bは無資力で、Aが第三者Cに対して不当利得返還請求をする、又は、(b) BがAから騙取した金銭で、CのDに対する債務を弁済し、Dに対する債務の消滅という利得を得たCに対して、Aが不当利得返還請求するという事例である。

第二次世界大戦前の日本の判例の多くは、A B間の契約は無効で、「金銭はAの所有だから、直接の因果関係がある」、弁済を受けたCが善意・無過失なら民法192条により金銭所有権を善意取得する、CはBに対する債権に基づいて金銭を受領したから、Cは不当利得したとはいえないなどとしていた。つまり、判例は、被騙取者（損失者）Aの第三者Cに対する直接請求を不当利得と性質決定しながら、金銭を動産と同様に「物」の延長と考えていた。だから、AのCに対する直接請求を切断するのは、原則として、第三者Cの金銭取得の法律上の原因だということになる。

他方で、先述したドイツ法では、AからB、BからCと給付連鎖で利得移動したときは、A B間の契約関係に瑕疵があっても、原則として、AはB、Cに対して所有物返還請求ができない（無因原則）。ところが、不当利得返還請求で第三者Cに対する追及が可能では、無因原則の意味がなくなる。だから、このことを、不当利得で表現したのが、因果関係の直接性である。その結果、A B間に清算は制限される。これが、対第三者関係に関するドイツ法の問題解決の範型である。他方で、日本法では、AからCへの直接請求が原則であり、Aの追及の切断には、Cには財貨取得の法律上の原因が必要である。

さらに、その結果、ドイツ法では、A B間の財貨移動の瑕疵に対する善意・悪意とは無関係に、第三者Cは財貨取得する。つまり、第三者Cには、その主観的態様（善意・悪意、過失の有無）とは無関係な「抽象的な信頼保護」が与えられる。加えて、原権利者AとBの一般債権者Gとの「債権者平等の原則」が確保される。これに対し、日本法では、第三者Cの法律上の原因の具備に、例えば、善意・無過失を要求すれば、「具体的な信頼保護」が与えられることになる。しかも、AのCへの直接請求を認めれば、Bの一般債権者Gに対して、Aは優先権を与えられることになる。要するに、給付

者Aの第三者Cへの追及と、第三者Cの法律上の原因での切断が、日本法での対第三者関係の問題解決の範型であり、他方で、例えば、ドイツ法で典型的な、当事者AB間での清算の優先が、いま1つの不当利得での対第三者関係の範型である。

多くの分野で現在の日本の判例・通説の基礎となっている我妻説は、ここで、因果関係を「社会観念上の因果関係（＝BがAから騙取したからこそ、Cに弁済できたという関係）」があれば、Cの悪意・重過失を前提にAの直接請求を肯定した。Cが騙取金銭であることに善意・無過失ではなく、悪意・重過失でないことが求められるのは、金銭は流通・決済手段だから、その要件として動産の善意取得（民192条）ではなく、手形・小切手の善意取得（小切手法21条など）と符節を併せたものである。現在の判例（最判昭和49・9・26民集28巻6号1243頁）も同旨である。

ちなみに、ドイツ法では、金銭騙取の不当利得のケースでは、BCの共謀があれば、AのCに対する不法行為による損害賠償に問題解決を委ねているようである。

## （2）転用物訴権

もう1つの給付連鎖の例が、転用物訴権である。最初に最高裁が転用物訴権をとりあげた事案は、以下のようなケースだった。BがCからブルドーザーを賃借したが、ブルドーザーが故障した。Bは請負人Aに修理を依頼し、Aは修理して、ブルドーザーをBに引き渡したが、請負代金は未払いだった。ところが、BはCに対する賃料を支払わず、Cはブルドーザーを回収した。Bが無資力のため、AはCに対して請負代金に相当する額を不当利得返還請求した。ただし、BC間には、賃料を安価とする代わりに、修理費用は賃貸人Cでなく賃借人Bが負担する約定があった。このケースでは、AB間の給付は労務で、有体物所有権によるAの財貨追及は不可能であ

る。その結果、不当利得によるAのCに対する直接請求の可否が正面から問われることとなった。最高裁は、AC間の利得移動には直接の因果関係があり、AのBに対する修理代金債権が無価値な限度で、Cの利得はAの損失に由来し、BC間の修理費用B負担の特約は、AC間の直接請求の妨げとはならないとした（最判昭和45・7・16民集24巻7号909頁）。つまり、転用物訴権を全面的に肯定した。

我妻をはじめとする当時の通説は、この判例を支持していた。その理由は、特定した財貨は第三者追及が可能で、第三者Cの法律上の原因が追及を切断するという金銭騙取の不当利得の思考図式が基礎となっていたからであろう。

これに対して、ドイツ法の影響を受けた学説は、以上の昭和45年最判に対して、批判的だった。その中でも、加藤雅信説は、(i) BC間で賃料を安価とする代わりに、修理費用は賃借人Bが負担するという特約があったにもかかわらず、AのCに対する直接請求を認めれば、Cは二重の経済的負担を被る（取引の安全）。(ii) BC間で、修理費用B負担の特約がなく、BのCに対する費用償還請求（民608条）が未決済で存在するときでも、Bの一般債権者GがBC間の費用償還請求権を差し押さえたときに、Aの直接請求が可能なら、AがGに優先することになる。しかし、Aの優先の根拠は不明である（債権者平等の原則）。(iii) だから、ACの直接請求は、BC間の利得移動が無償の場合に限られる（無償取得による不当利得返還請求の拡張）、と判例を批判した。

その結果、最高裁は、次のようなケースで、判例を変更した。事案は、BがCからビルを賃借したが、Bが権利金を支払わない代わりに、ビルの修繕費用は賃借人B負担と合意した。Bは請負人Aにビルの改修を依頼し、Aは工事を施工したが、Bは請負代金の大部分を支払っていなかった。ところが、BC間の賃貸借は解除され、

Aが残代金相当額をCに不当利得返還請求した。最高裁は、「Cが法律上の原因なくして右修繕工事により利益を受けたということが出来るのは、BとCの間の賃貸借契約を全体としてみて、Cが対価関係なしに右利益を受けたときに限られるとするのが相当である」と判示して、加藤説の(iii)の場合に転用物訴権を制限した(最判平成7・9・19民集49巻8号2805頁)。

とはいっても、以上の平成7年最判も、金銭騙取に関する判例と同様に、AB間の給付(労務)が有体物でなくとも、AからB、BからCと移転した財貨の同一性があれば、Aの追及を認め、その上で、Cの法律上の原因の有無で追及の成否を決定するという考え方では共通である。

#### (2-1) ここでの実質的な問題

ところで、上記の最判昭和45年では、Aの注文者Bが賃借人でなく、所有者なら、Aはブルドーザーに動産保存の先取特権(民320条)を取得する。ところが、注文者Bは賃借人だったから、請負人Aは先取特権を善意取得する必要がある。しかし、動産保存の先取特権は善意取得できないから、Aの請負代金債権の担保が転用物訴権という形で問題となった。最判平成7年では、注文者Bがピルの所有者だったら、請負人Aは不動産工事の先取特権(民338条)を取得する可能性があった。だから、以上の判例では、請負人Aの債権担保という問題が、転用物訴権という形で問われていたことになる。請負契約では労務の給付と報酬の支払いの同時履行は不可能だから、請負人は先履行義務を負い、給付した動産は目的物に付合するから、解除しても給付物の回復は不可能である。つまり、注文者への信用供与の代償として請負人に与えられる法定担保物権も、注文者が所有者でないときには取得できない。これが、転用物訴権という形で問題となったのが、上記の判例であろう。ちなみに、

A B間の契約関係内の清算が範型となっているドイツ法では、この問題が現在是不当利得の一環として議論されることはない。そこで、最判昭和45年のケースでは、ドイツの判例は、占有者Aの所有者Cに対する費用償還請求（BGB 994条）として、AのCに対する直接請求を認めている。平成7年の事案では、現在は、請負人（下請人）Aの注文者（元請人）Bに対する担保供与請求という形で問題解決が図られている（ドイツ民法648a条）。つまり、ドイツ法の範型では、不当利得法とは別に、請負契約に即した形で、実質的な問題の解決が図られている。

### （3）その他の給付利得の事例

それ以外で、対第三者関係で問題となったのが、Dの強迫でBがAから消費貸借して、第三者Cの口座に振り込むようAに依頼したケース（短縮された給付）で、（BがA B間の消費貸借をDの強迫を理由に取り消したから）Aの不当利得返還請求（給付利得）の相手方は、原則として（消費貸借）契約の当事者Bだが、特段の事情があるからCだと判示した判例（最判平成10・5・26民集52巻4号985頁）である。つまり、騙取・横領によらない金銭の短縮された給付では、清算は契約当事者A B間の給付利得によるとされている。

## 4. 侵害利得の事例

### （1）動産所有権の追及

AからBが窃取した動産が、直接の侵害者BからC、Dと転売されたときに、例えば、Dが動産を消費したため原物返還が不能なら、判例は過失のある中間処分者Cに対する不当利得返還請求を認めている（大判昭和12・7・3民集16巻1089頁〔CがBに支払

った対価の控除も否定] など)。ただし、原物返還が不能となった盗品の善意・無過失の中間処分者Cが前主B（窃取者）に支払った代価の控除を認めた裁判例がある（高松高判昭和37・6・21高民集15巻4号296頁）。だから、以上の判例からは、中間処分者Cに故意・過失があれば、Aの不当利得返還請求を認め、対価控除もしない。他方で、中間処分者Cが善意・無過失なら、対価控除を認める。つまり、判例の考え方は、中間処分者Cに過失があれば、不当利得返還義務を認めるが、善意・無過失のCに対しては、対価控除を認めるなど、取引の安全を拡大している。

さらに、（Dが商人Cなどから盗品を買い受けた場合に、Dが善意・無過失なら、盗品の返還と前主Cに支払った代価の弁償を原所有者Aに請求できることを規定した）民194条のケースでは、窃取者Bが古物商Cに売却した動産をCから買い受けて消費したDに対する原所有者Aの侵害利得の請求を退け、物の客観的価値と代価弁償（民194条）の差額の返還請求もできないとした判例（最判昭和26・11・27民集5巻13号775頁）がある。しかし、仮に、Dが動産を消費せず原物が存在したときは、代価弁償は可能でも、動産の返還義務を負ったはずである。だから、この判例は、原物の回復請求ができないときに、取引の安全を拡大したものである。加えて、最近の判例で、古物商Cから盗品（土木機械）を買い受けた善意・無過失のDは、Aからの回復請求の訴訟係属後もAから代価弁償を受けるまでは、動産の使用利益の返還義務を負わないとしたもの（最判平成12・6・27民集54巻5号1737頁）がある。確かに、善意占有者は、果実（使用利益）の返還義務を負わない（民189条1項）。しかし、訴訟係属後は、善意の占有者も悪意が擬制されるから（民189条2項）、Aからの回復請求の訴訟係属後は、Cは使用利益（果実）の返還義務を負うはずである。だから、以上の判例は、民194条の解釈を通じて、取引の安全を

拡大したものだと考えられる。

ちなみに、ドイツ法では、同様に、Aから窃取された動産が、BからC、CからDと転売された場合に、善意・無（重）過失のCDに対しても、AはCまたはDの処分を追認して、つまり、資力のある中間処分者を発見して、不当利得返還請求することが可能である。ただし、ドイツ民法には、日本の民法193条、194条のような規定はなく、原則として、占有離脱物は善意取得できない（ドイツ民法935条1項）。このような所有権保護を、判例が法発展させたのが、ドイツ法の現状であろう。それとの対比では、日本の民法、および、その後の法形成は、より動産取引の安全を指向したものだといえる。

## （2）下請人の注文者に対する侵害利得の請求

注文者Cから建物の建築を請け負った元請人Bが、下請人Aに一括請負させ、下請人Aは工事の一部を施工したが、Bから請負代金の支払いは一切なかった。ところが、BC間の請負契約は解除され、Cは他の請負人Dと契約して建物を完成させた。その際に、BC間には、注文者Cは工事の途中でも契約を解除でき、工事の出来上がった部分の所有権は注文者Cに帰属するという合意があった。原審（大阪高判昭和63・11・9判タ695号219頁）は、工事の出来上がった部分の所有権はAに帰属することを前提に、Dの残工事によりAの工事は加工の規定（民246条2項）によりDが、さらにはCが所有権を取得するが、AはCに対して償金請求できるとした。つまり、所有権侵害による侵害利得の請求を認めた。しかし、最高裁は、下請負人は、元請負人の「いわば『履行補助者的立場』に立つものにすぎず、」「元請負人と異なる権利関係を主張しうる立場にはない」と判示して、AのCに対する償金請求（侵害利得）を退けている。つまり、下請負契約の性質から、注文者Cと元請人

Bの合意の効力が契約の第三者である下請人Aにも及ぶというのが最高裁の考え方である。これは、契約の相対性には反する。しかし、この事件で注文者Cを保護するには、無権利者BからのCの所有権取得を認める必要がある。しかし、特に、Aの工事が不動産にまで至っていた場合を考えると、無権利者BからのCの権利取得を基礎づける可能性はない。以上を背景に、分業化した建築請負の第三者である注文者Cに取引の安全を与えようというのが、最高裁の考え方である。

付言すると、ドイツでは、建物は土地に付合するから、下請人Aは物権的権利を取得しない。もちろん、下請人Aの注文者Cに対する不当利得返還請求（転用物訴権）は認められない。だから、現在では、下請人Aの元請人Bに対する担保請求（ドイツ民法648a条）という形で解決が図られている。建築請負に関して、第三者に対する物権的な追及が問題となるのは、材料の供給者Aが建築請負人Bに建築資材を延長された所有権留保で供給し、Bが注文者Cの建物をAの建築資材で建築し、建築資材は、建物（土地）に付合したが、無資力のBがAに売買代金を支払わなかったので、AがCに対して付合による所有権の喪失の代償として不当利得返還請求したというような事例である。ドイツの判例は、AC間の侵害利得は、AB間の給付利得に対して補充的である（「侵害利得の補充性」）として、AのCに対する直接請求を退けている。だから、ドイツとは異なり、日本の最高裁は不当利得法の理論ではなく、不当利得以外の法制度の解釈で問題を解決している。

### （3）他人の債権の無権限者による回収

無権限者Cに債務者Bが弁済したときも、Cが債権の準占有者に当たれば、債権は消滅する（民478条）。その結果、債権者Aは、無権限者Cに不当利得返還請求できる。他方で、無権限者への弁済

に民478条が適用されないときは、債権は消滅しない。だから、債権者Aは債務者Bに対する履行請求が可能である。ところが、このケースで、債権者Aの弁済受領者Cに対する侵害利得の請求を肯定した判例（最判平成16・10・26判時1881号64頁など）がある。弁済受領者Cは、債権者Aには「損失」がないと抗弁したが、最高裁は、「自ら債権者として弁済を受け」た無権限の弁済受領者Bが、後に、「債権は存続し、損失がないと主張するのは、信義則に反する」として、請求を認容した。ここでの問題は、AのCへの不当利得返還請求を肯定すれば、債務者Bの無権限弁済受領者Cに対する非債弁済の不当利得返還請求権を差し押さえたBの一般債権者Gの利益が害されること、および、BがAに反対債権を持っていた場合に、Bの相殺の利益が奪われることである。しかし、日本の民法には、準占有者に対する弁済に当たらない場合でも、弁済受領権限を有しない者（C）に対する弁済は、それから債権者（A）が利益を受けた限度で、弁済の効果を有するという規定が存在する（民479条）。つまり、Cが債権者Aに弁済受領した金銭を返済すれば、Bの債務も消滅する。だから、結果的に、判例の結論は支持できると考える。ここでも、ドイツ法について付言しておく、ドイツの判例・通説は、債権者Aが追認して、弁済を有効とした上で（つまり、追認により、損失を発生させた上で）、無権限の弁済受領者Cに不当利得返還請求できるとしている。

## 5. おわりに

以上が、これまで日本の判例で問題になり、学説が議論してきた不当利得法の対第三者関係の主なケースである。もちろん、対第三者関係の規律は、極言すれば、給付利得では清算を契約の当事者A・B間に制限するのか（その結果、第三者Cには「抽象的な信頼保護」

が与えられる)、Aの直接請求を第三者Cの法律上の原因で切断するのか(「具体的な信頼保護」)に尽きる。しかも、確かに、契約関係の清算を契約当事者に制限して、抽象的な信頼保護を第三者に与えるという方向性は、特に、無因原則が対第三者関係の規律の範型となっているドイツ法では説得力がある。しかし、例えば、金銭騙取の不当利得でみたように、日本法では、金銭でさえも、「騙取・横領」のように瑕疵が重大なケースでは、瑕疵は物権的であり、第三者追及が可能とされている。さらに、転用物訴権のように、AB間の契約関係が有効で、AB間の給付が労務の事例でも、給付者Aの第三者Cに対する追及が可能とされている。しかも、ここでの問題の実質は、請負人の債権担保という課題であり、不当利得法だけでは十分な解決は与えられない。また、原権利者の財貨追及である侵害利得でも、発生する問題は多岐にわたる。加えて、そこでは、不当利得法以外の法形式を含め、様々な方法で取引の安全が与えられている。さらに、第三者の取引の安全も「抽象的な信頼保護」と「具体的な信頼保護」のどちらが相応しいのか、給付者、または、原権利者Aと一般債権者Gとの債権者平等がどこまで貫徹可能かに関しても、移転した財貨の性質、財貨移動の瑕疵によって、評価は様々に分かれうる。だから、例えば、給付利得だけでも、給付(概念)のような一元的な規準で対第三者関係を規律するのは困難であろう。その意味で、対第三者関係の規律は、移転する財貨の性質、財貨移動に関与する当事者の意思、基礎となる法制度の規範的評価を考慮して、1つひとつの問題の解決を図るほかほかないと考える。仮に、不当利得法の理論だけでは解決できない問題を括り出せば、抽象度の高い議論は可能だろうが、それによって、実質的な問題に十全な解決を与えることはできないと考える。

